

令和3年度 第2回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和4年3月10日(木)午前10時00分～午前10時36分

【場 所】 市役所本庁舎14階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、鈴木 光 委員、
段林 君子 委員、中川 晶比兒 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、総務課長、コンプライアンス推進担当係長、
職員部人事課服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報の運用状況等について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 職員の職務懈怠・勤務態度に係る調査結果について

関係部局から、職員は前所属在籍時、在宅勤務中に私用で外出する等、公務を行っていないにもかかわらず、報告書に虚偽の内容を記載した他、現所属に異動後も、勤務時間中に私用で携帯電話を使用しており、調査を希望する旨の内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、法令等に抵触する事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。(○：委員、●：市の関係部局。以下同じ)

○一般的な話として、勤務時間中に私用電話するとか、ちょっとした買物について、厳しく禁じられている職場なのか。

●私用電話については、休憩時間に行くことが原則となるが、個別の定めは設けていない。例えば、家族から偶発的に電話があり応答したような場合についてまで制限するようなことはしていない。

買物等の外出については、地方公務員法上の職務専念義務があるため、勤務時間中に職場を離れることは、各職場においても容認していない。

○そうした職務専念義務等に関するルールは、職員に周知されているのか。

●各職場の所属長を通じて、周知を行っている。

○今回の事案では、勤務時間中の私用での外出や長時間の私用電話といった、職務専念義務に抵触する可能性がある行為は確認できなかったということか。

●そのとおりである。

○通報者に結果通知を行う際には、公益通報制度の趣旨に倣い、法令等に抵触する行為が存在したか否かについて、通報者が分かるように通知する必要があるのではないか。

●いただいた御意見をふまえ、対応していきたい。

4 その他

(1) 事務局から、公益通報者保護法の一部を改正する法律が令和4年6月1日に施行されることに伴い、本市における要綱等についても、法の施行日に合わせて、同年6月1日付けでの一部改正を検討している旨の報告があった。

(2) 議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。